

診療記録等の開示を申請する方へ

◆ 診療記録等の開示請求手続きについて

1. 開示を求めることができる対象者
2. 診療情報等の開示申請の方法
3. 開示に関する費用

1 開示を求めることができる対象者

診療録等の開示を求める方には、原則として患者様ご本人様となります。患者様ご本人様以外の方が開示を求める場合には理事長の決定によります。又、患者様との関係が分かる証明書、ご本人様確認ができる書類等をご提示頂きます。

2 診療情報等の開示申請の方法

- 1) 診療録等の開示申請をされる場合は、病院所定の個人情報に関する開示請求書(書式5開示請求書)に必要事項をご記入の上、医事課窓口にて申請をお願いします。
- 2) 患者様のプライバシー保護を重視するため、申請に際しては「患者様ご本人であることを確認できる証明書（運転免許証、健康保険被保険者証等）」をご持参いただきますようお願い致します。
※開示対象者であるときに確認ができない場合や不明確な場合には開示できません。
- 3) 開示の可否につきましては、個人情報検討委員会の審査において決定致します。
- 4) 審査において開示が決定しましたら実施可能日をご連絡致します。
記録の量によっては作業の為数日間の準備期間を頂く場合がございます。

3 開示に関する費用

診療記録等の開示に対し、次の通り料金(消費税別)を定めています。

◇開示請求手数料	1件につき	5, 000円
◇開示実施手数料		
診療記録複写代		
白黒コピー（A4版）	1枚につき	50円
カラーコピー(A4版)	1枚につき	100円
閲覧	100枚まで毎に	100円
CD-R(レントゲン・CT複写)	1枚につき	1, 000円
医師による面談説明料		10, 000円
診療記録保管期限終了証明書	1件につき	1, 000円